

件名：新型コロナウイルス感染症（水際対策に係る新たな措置及び本邦未承認ワクチン接種者への一時帰国ワクチン接種の開始）

（ポイント）

- 27日、日本政府の水際対策に係る新たな措置が発表されました。措置の一つとして、ベネズエラからのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただくことになります。
- 一部の国からの入国者及び帰国者については、条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は、水際対策措置の一部が緩和されます。現状では、ベネズエラは対象に含まれません。
- 日本政府が承認していないワクチンを接種した方に対しても、希望する場合には、一時帰国する海外在留邦人等向けワクチン接種事業の対象となりました。

（本文）

1. 27日、日本政府の水際対策に係る新たな措置が発表されました。

主な変更点は次のとおりです。なお、現状では、ベネズエラは、以下（2）及び（3）の対象にはなっていません。

（1）ベネズエラからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年9月30日午前0時から検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくことになります。

詳細は以下のリンクをご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238774.pdf>

（2）「検疫所が確保する宿泊施設での待機対象となっていない国・地域」又は「検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機対象となっている指定国・地域」から入国・帰国する方で、条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は、入国後14日間の自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査 又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出るにより、残りの待機期間が短縮されます。

（3）「検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機対象となっている指定国・地域」から 入国・帰国する方で、条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は、宿泊施設での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととします（自宅等での待機はこれまで通り必要です）。

詳細は以下のリンクをご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238893.pdf>

2. 条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方に対して、水際措置の一部が緩和されたことを踏まえて、本邦未承認ワクチンを既に接種した方に対しても、希望する場合には、一時帰国する海外在留邦人等向けワクチン接種事業の対象となりました。具体的には以下のとおりです。詳細は以下のリンクをご確認ください。

URL：<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（1）本邦未承認ワクチンを2回接種済みの方については、これまで接種の対象外としていまし

たが、ご本人の判断に基づき、医師と相談の上で接種することを認めることとします。

(2) 本邦承認ワクチンと本邦未承認ワクチンとの交互相種(異なるメーカーのワクチンを接種すること)については、日本として十分な知見を有していないので、このような交互相種を行うことを希望する場合は、あくまでも、居住地の感染状況等を踏まえ、ご本人の判断に基づき、医師と相談の上で接種するものであることに留意する必要があります。なお、予診の結果、交互相種が認められないケースもあり得ます。

(3) 本邦未承認ワクチンを1回接種した方については、これまでも、本人の判断に基づき、医師と相談の上で、本事業で2回のワクチン接種を受けることを認めてきました。引き続き同様の運用となります。

(4) 接種後に健康被害が生じた場合、当該健康被害が本事業で接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法のB類疾病の定期接種と同等の水準の給付を行います(現在、市町村が実施している臨時接種において健康被害が認定されたときよりも、給付水準は低くなります)。

(5) 接種証明書の発行は、基本的に本事業を利用して2回の接種を行った場合を対象としますが、本事業を利用して2回目接種のみ受けた場合についても、「1回分接種を受けた」ことを証明する接種証明書を発行します。ただし、本事業で1回目接種のみ受けることは不可と整理しているため、1回目接種のみ受ける者に対しては接種証明書を発行しません。但し、本邦未承認ワクチンを接種した方が、本事業でワクチン接種を行った場合には、本事業での接種回数(1回又は2回)に応じた接種証明書を発行します。

3. 現在、本邦への入国に際しては、以下のような水際対策が求められていますので、本邦一時帰国をご検討の際には、水際対策の内容を十分ご確認ください。また、この水際対策に加えて、本邦入国前14日以内にベネズエラに滞在していたすべての入国者及び帰国者の方は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくことになります。検査結果が両方とも陰性となった場合、宿泊施設を退出できますが、その後、継続して水際対策を行っていただきます(14日間の待機、公共交通機関の不利用等)。

(1) 検査証明書の提示

(2) 誓約書の提出

(3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

(4) 質問票の提出

詳細は、厚生労働省の以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

4. (1) 本邦一時帰国時に、各経由地に入国する場合、各国で検査証明の義務等の検疫が課せられている場合がありますので、各国の入国条件、検疫方法、検査証明取得可能機関等については、あらかじめ搭乗する航空会社に十分確認するとともに、必要に応じて、経由地の各国政府もしくは管轄の日本大使館・総領事館にご確認ください。

(2) ベネズエラへの再入国時においては、ベネズエラ入国前72時間以内に取得したPCR検査の陰性証明書の取得、到着時のPCR検査(自己負担60米ドル)及び所定の様式への搭乗者情報の登録が求められていますので、再入国の際の準備も忘れずにご確認ください。

<https://pasedesalud.casalab.com.ve/>

5. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、26日の新規感染者数は1,260人、死亡者数は17人、累計感染者数は36万人以上、累計死亡者数は4,412人と、引き続き高い数値で感染が継続しています。また、変異株の拡大も懸念されます。

(2) 民間病院の病床使用率も90%を越えているという報道もある他、新型コロナウイルスで入院した場合、非常に高額な費用を要すると言われています。

(3) 感染しないことがまず重要です。以下のような予防に努めてください

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

6. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>